

## 令和7年第2回養老町臨時会会議録

令和7年第2回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

---

### ○議事日程（令和7年11月21日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第5 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第6 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第7 議案第62号 契約（東部町民体育館空調設備設置工事）の締結について
- 日程第8 議案第63号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第8号）

---

### ○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 早崎百合子

### ○出席議員

1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	6番	岩永義仁
7番	吉田太郎	8番	早崎百合子
9番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		

### ○欠席議員

なし

---

### ○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	無藤宣宏	総務部 企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美

住民福祉部 住民環境課長	吉村和人	住民福祉部 健康福祉課長	伊藤めぐみ
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	竹中修
産業建設部長 産業観光課長	杉野雄士	産業建設部技術参事兼 建設課長	近藤晴彦
産業建設部長 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前眞理
教育委員会 生涯学習課長	徳本弘基	消防長	大倉巧
消防総務課長	三輪正俊	消防課長	玉井洋祐

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	高橋正人	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開会時間 午後 1 時30分)

○議長(早崎百合子君) 皆さん、こんにちは。

令和7年第2回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴席の皆さんも御一緒をお願いをいたします。私が前段を読み上げますので、後段を御唱和ください。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(早崎百合子君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ここで、報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のため写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和7年第2回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

---

○議長(早崎百合子君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、3番 西脇康君、4番 清水由美子君を指名します。

---

○議長(早崎百合子君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、11月17日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 西脇康君。

○議会運営委員長(西脇 康君) 議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る11月17日午前9時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下、開会いたしました。

協議事項は、第2回養老町議会臨時会の日程等についてであります。

開会は11月21日金曜日午後1時30分、会期は1日とし、議事日程については、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

なお、今臨時会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、またユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること、以上のとおり決定いたしました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分の報告3件、契約の締結1件、令和7

年度一般会計補正予算1件、以上計5件であります。

次に、審議方法につきましては、議事日程の日程第4、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第6、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）まで、計3議案については、一括上程後、地方自治法第180条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第7、契約（東部町民体育館空調設備設置工事）の締結についてと日程第8、令和7年度養老町一般会計補正予算（第8号）の計2議案については、逐条上程後、提案説明を受け、質疑・討論を経て採決すること、以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は、本日の1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の1日と決定しました。

---

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程等については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年8月から10月分までの現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 皆様、こんにちは。

本日は、令和7年第2回養老町議会臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多忙のところ、御参集賜り厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、18日の夕方に発生しました大分県大分市佐賀関の大規模火災でございますけれども、170棟の火災、現在なおまだ消火活動が続けられておるといふふうに伺っております。自衛隊のヘリが出動したり、近隣県からの防災ヘリも出動しておるといふふうに承っております。1名の方が亡くなられ、今なお120名弱の方が避難所生活を余儀なくされておみえになります。亡くなられた方に対しましては、心から哀悼の意を表し、避難所生活を余儀なくされてみえる方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

初めに通常であれば、養老町議会の開会は慣例で9時半の開催でございますけれども、今週火曜日から3日間、昨日まででございましたけれども、東京のほうで全国町村会大会並びに要望、各町村会の行事等が開催されておりました。これに合わせて上京しておりましたので、今日昼からという格段の御配慮をいただきました。町議会の皆様には大変御迷惑をおかけしましたけれども、まずもってお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、先月21日に日本初の女性首相に選出されました高市総理が掲げる強い経済の実現に向け、中小企業の支援や冬場の電気・ガス料金の補助、子供1人当たり2万円の給付、地方自治体への支援の拡充などを盛り込んだ総合経済対策が本日閣議決定されたという情報が先ほど入ってきたわけでございます。

このうち重点支援助地方交付金の中では、食料品の購入支援策として、お米券や食品クーポン券の配付なども検討されているところであり、先週の火曜日には、国の農政関係の事務所のほうから私のほうにもヒアリングがあったわけでございます。子育て世帯など物価高騰の影響を受けやすい層への支援と並行して、米価格の高騰対策を行うという視点から、お米券というのは、手法も有効であろうと思っておりますけれども、配付に係る事務費などコストの課題や、当町が肥沃な農地に恵まれていることを踏まえ、幅広い分野で利用できるプレミアム付商品券等の発行のほうにより望ましいのではないかとというのが私の考えでございます。しかしながら、どうやら政府は地域の実情を考慮しつつも、食料品の値上がりの深刻さを踏まえ、別枠で予算を確保してでも広く食料品物価高騰支援を行いたいというような考えでございました。

また、先週14日には、来年4月から小学校の給食無償化について、自民、維新、公明の3党の合意を受けまして、支援案の検討に入ったという報道もございました。小学校の給食費につきましては、本町においても子育て支援策の一環として段階的に公費負担を引き上げているところでございます。国と地方の役割分担や財源の負担割合について、これから協議されるようでございますけれども、国は恒久的な制度にしたいという考えのようですし、私といたしましても、食料品の支援を含めまして国と歩調を合わせていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにせよ、引き続き国の動向には十分注意し、制度活用のタイミングを逃さないようにするとともに、本町といたしましても、物価高騰の影響を受けている町民の皆様への支援、そして地域経済の活性化に向け、効果的な対策を実施してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、格別の御協力を切にお願い申し上げます。

最後に、先月18日土曜日から21日火曜日までの4日間、第37回全国健康福祉岐阜大会ねりんピック岐阜2025が開催され、養老町におきましてもペタンク交流大会を実施させていただきました。また、養老公園では、今月の3日に養老天命反転地30周年セレモニーが開催され、さらに8日の土曜日、9日日曜日の2日間では、まるごと肉まつり養

老2025を開催いたしました。

ねんりんピックでは、全国からの選手や役員の皆様をはじめ多くの方に参加、観覧いただき、養老天命反転地におきましても、1995年、平成7年10月4日のオープンをしてから30年という節目がたちました。当時、私も前線で交通誘導を行っておりまして、これも30周年の節目、何かの御縁だなというふうに思ったわけでございます。毎年、世界中から約10万人の皆様をお迎えしております。さらに肉祭りでは、2日目、雨天に見舞われましたけれども、2日間で約6万2,000人の皆様に御来場をいただきました。御協力いただきました関係者の皆様には厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

江崎禎英知事も何かと養老公園を気にかけて、足を運んでいただけるようになっておりますので、引き続き岐阜県とも様々な形で連携しながら、関係人口、交流人口の創出に取り組んでまいりたいと存じます。

さて、本臨時会において提案する議案は、損害賠償の額の決定報告が3件、契約の締結が1件、一般会計補正予算が1件の合わせまして5件でございます。住民生活に直結する内容となっております。どうか御理解をいただき、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 町長の挨拶が終わりました。

---

○議長（早崎百合子君） それでは、日程第4、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第6、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を一括に上程し、議題とします。

なお、本件は、地方自治法第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程を賜りました報告第8号から報告第10号までの専決処分の報告について、順に御説明をさせていただきます。

最初に、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要について説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、道路管理瑕疵における損害賠償の額の決定について報告をするものでございます。

道路管理瑕疵の概要は、令和6年8月30日に町道安久橋爪1号線において走行中の自動車、道路の舗装剥離によりタイヤ等が破損したことにより、損害賠償をするものでございます。

令和7年9月19日に示談が成立し、損害賠償の額が決定したため、専決処分をいたしました。

内容につきましては、別紙専決処分のとおりでございます。

報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要を説明させていただきます。

この専決処分につきましても、地方自治法第180条第2項の規定により、公用車の事故における損害賠償の額の決定について報告をするものでございます。

事故の概要は、令和7年7月30日に町道高田98号線において、職員が運転する公用自動車と相手方の運転する自動車が、走行中に交差点で出会い頭に接触したことにより、損害賠償をするものでございます。

令和7年10月12日に示談が成立し、損害賠償の額が確定したため、専決処分をいたしました。

内容につきましては、別紙専決処分書のとおりでございます。

最後に、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要を説明させていただきます。

この専決処分書につきましても、地方自治法第180条第2項の規定により、道路管理瑕疵における損害賠償の額の決定について報告をするものでございます。

道路管理瑕疵の概要は、令和7年5月8日に、町道神明大畔線において走行中の自動車が、堤防に自生し道路に飛び出していた竹と接触し、車体に擦過痕が生じたため、損害賠償をするものでございます。

令和7年10月27日に示談が成立し、損害賠償の額が決定したため、専決処分をいたしました。

内容につきましては、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第8号から報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 報告が終わりました。

---

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第7、議案第62号につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、日程第7、議案第62号 契約（東部町民体育館空調設備設置工事）の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第62号 契約（東部町民体育館空調設備設置工事）の締結についての説明をさせていただきます。

本工事は、東部町民体育館に空調の設置を行うもので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長に補足説明をさせますので、十分御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 徳本生涯学習課長、演台にて補足説明。

○教育委員会生涯学習課長（徳本弘基君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

東部町民体育館に、体育活動や部活動等による生徒の熱中症予防を図るとともに、避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から空調設備を整備するものでございます。

その内容を御説明申し上げます。

1. 契約の目的、東部町民体育館空調設備設置工事。
2. 契約の方法、随意契約。
3. 契約金額、7,854万円。
4. 契約の相手方、岐阜県養老郡養老町高田1327-1、有限会社日比設備、代表取締役 日比美智夫。
5. 工期、本契約締結の日から令和8年5月29日。
6. 工事場所、養老町下笠地内。
7. 工事概要、東部町民体育館に空調設備を新設するため、機械設備工事、電気設備工事等を行うものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） これ、前回の高田中学校と同様の工事であろうと思われまので、一応確認しておきます。

しつこいようですけれども、設置後に夏場の暑さ、冬場の寒さ、冷暖房が効かないというような状況にならないような配慮をしっかりとされているかどうか。これ、しつこくお聞きしますのは、過去、養老町では、今はないですけれども、町民プールにおいて暖房が効かないというような話、冬場あったりしましたので、やってみたはいいけれど、駄目だったとならないように、何重にも保険をかけていただきたいという意味で質問をさせていただきます。見解を求めたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 徳本生涯学習課長、演台にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（徳本弘基君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり空調設備の機能が十分に発揮されないのではないかとといった件でございますが、設計上においては、夏季であれば室内の温度が28度から31度、冬季であれば18度から20度を調整の目標値ということとしておりまして、屋外との温度差が大きく、体感的には夏場には十分涼しく、冬場には十分な暖かさが感じられる仕様となっているものと考えております。

また、国が示した体育館の空調整備の標準的な施工例によりますと、大体1,200平米の中学校の体育館に対しまして、室内機を14台設置するといったことを示されております。これに対しまして、同様の大きさであります東部町民体育館におきまして、同等の能力を有する室内機を16台設置するといった計画をしているところでございます、特に設備上の不足はないものというふうに考えております。

ただ、御心配いただいておりますように、暑さ、寒さといった点につきましては、個人差もございますので、現時点においては、設計上においては十分な効果が得られるものと考えておるということで御理解願いたいと存じます。

また、サーキュレーターとか大型のプロペラのようなもので、空気を循環させて室内温度をできるだけ一定の温度に保てるように工夫するといったことも検討したところでございますが、相当な経費をかけて断熱性能を向上させる工事を行いませんと、その効果も十分見込めないといったことですか、こうした機器を設置するためにさらに工期を確保したりだとか、予算を確保するといった必要がありますし、また、感染症のリスクを逆に高めるといった点も、デメリットの面なども総合的に判断いたしまして、今回の工事では導入をしないということにしたものでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） すみません、追加でもう一点だけお聞きしたいんですけども、これで中学校はいいんですけども、懸念されるのは、今度は小学校ですね。今、統廃合の問題もあって、なかなか手をつけづらいという気持ちは分かるんですけども、統廃合のめどが5年以降先ということになっておりますので、災害もそうですし、小学校の児童の健康面、安全面、夏場の特に暑さですね、こちらは非常に多分猛暑は待ってこないと思うので、この辺りどう考えているか、教育長かな、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 教育長 早崎京子君。

○教育長（早崎京子君） 今の岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

岩永議員が言われたように、今、小学校のことについては、学校の在り方について検

討を重ねていますので、今後の議論の推移を踏まえて適切に対応していきたいと思っておりますが、とはいえ、今現在、小学校7校あります。それを一遍にやるのは、いろんなことで工事を行うことが困難なこともありますし、多額な予算が必要になることもありますので、国の補助金や交付税の措置にある起債の活用などを念頭に置きながら、できるだけ財政的な負担が軽減されるよう調査・研究を重ねながら計画的に進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 9番 野村永一君。

○9番（野村永一君） 電気料金についてお伺いします。

電源は、暑いときと寒いときとあるんですけど、年間どれぐらい支払われる予定ですか。また、それはどちらのほうの項目で出されるんですか。お伺いします。

○議長（早崎百合子君） 徳本生涯学習課長、演台にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（徳本弘基君） ただいまの野村議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

今回導入をいたします空調設備につきましては、ガスヒートポンプ方式ということで、ガス代としてお支払いをするようなことになると考えております。

そのガス代についてですが、単価を1立方メートル当たり400円とした場合でございますけれども、年間で約147万円程度になるというふうに見込んでおります。ですので、1月当たりの平均は12万円弱といったところになるのかなあとというところでございます。特に冷房の需要が高まる7月から9月、この3か月間の平均におきましては、1月当たり16万円程度になると想定をしております。また、反対に暖房の需要が高まります12月から2月の3か月間の平均では、1月当たり程度、約12万円余りといったところで想定をしているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 7番 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 東部町民体育館のほうですけど、今言ったように使用料、一般の人が使用する場合、どのような形で考えておるのかと、それと、誰がこの体育館のいわゆる空調設備の、要は管理というのか、誰が結局そのスイッチを入れたりするのかということ、その点お願いしたいんですけど。

○議長（早崎百合子君） 徳本生涯学習課長、演台にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（徳本弘基君） ただいまの吉田議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

まず、使用料に関しましては、今後の空調設備の運用状況を見ながら、その使用料と

併せて適切に検討してまいりたいというふうに考えております。また、その設備の管理というか、これについては学校長になるかというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 7番 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 今、設備の管理は、学校長というけど、町民の方が使うときはもう学校は管理していないと思う。そのときに、一般の町民の人が使うときに、冷暖房を使うときに、誰でも簡単にさせるのか、それとも結局ある程度申込者にはきちんと説明してきちんとやるのか。やっぱりある程度ただらにやっていると壊れる可能性がある、使い方もいろいろあると思うので。そういう管理というのも一番大事だと思うので、その管理についてちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（早崎百合子君） 徳本生涯学習課長、自席で答弁。

○教育委員会生涯学習課長（徳本弘基君） ただいまの吉田議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

御心配いただいているその使用の方法につきましては、例えば学校開放施設になりますもので、その学校開放の調整委員会等において、その使用の方法ですとか管理の仕方については、使用者といいますか、利用者に対して適切に説明をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（吉田太郎君） はい。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第8、議案第63号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第8号）は、上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、日程第8、議案第63号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第8号）を上程し、議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第63号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第8号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億6,305万6,000円を追加し、予算総額を135億1,847万2,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、公立認定こども園等維持管理事業、就業改善センター維持管理費、中央公園維持管理整備事業費、町民会館維持管理費、社会体育施設維持管理費などでございます。

金額的に臨時会としては非常に多い補正となっておりますけれども、詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうからは総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出につきましては総務部はございませんので、歳入についてのみ説明させていただきます。

7、8ページを御覧ください。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額6,339万4,000円を増額いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、歳出のみについて御説明申し上げます。

9、10ページを御覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の公立認定こども園等維持管理事業では、日吉こども園の電気設備更新に伴う工事請負費及び低濃度PCB廃棄物収集運搬業務委託料として1,421万円を計上いたしました。

次に、4ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正では、日吉こども園電気設備更新工事について、工事及び廃棄物処理に約1年にわたる工期が必要となり、令和7年度内に事業が完了しないことから、1,421万円について繰越明許費を設定いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長。

○産業建設部長（竹中 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明をさせていただきます。

9、10ページを御覧ください。

款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費の就業改善センター維持管理費では、高圧受電設備（変圧器）で使用している低濃度PCBの交換工事並びに処分に約1年にわたる工期が必要となるため、1,256万円を計上いたしました。

次に、款8土木費、項3河川費、2目悪水路維持費では、地域からの弁償金310万2,000円の計上に伴い、財源更正を行いました。

次に、4ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正において、就業改善センター維持管理費1,256万円の繰越明許を設定いたしました。

続きまして、歳入につきまして説明をさせていただきます。

7、8ページを御覧ください。

款20諸収入、項4雑入、3目弁償金では、令和7年8月下旬、直江地内の立出川堤防の除草をした際、除草した草を地域において焼却した際に、町が設置した工事用搬入路確保のための仮設部材などに火が燃え移り、町の施設に損害が生じた費用について、地域が加入する損害保険会社より町に対し弁償がなされることが決定したため、310万2,000円を増額いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 中島教育委員会事務局長、演台にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明させていただきます。

9ページ、10ページを御覧ください。

款8土木費、項4都市計画費、2目公園管理費の中央公園維持管理整備事業費では、中央公園において使用している高圧受変電設備について、変圧器やコンデンサに低濃度PCBが含まれている可能性があることに加え、保護継電器や負荷開閉器など他の機器が老朽化していることから交換を推奨されているため、中央公園電気設備更新工事として1,936万円を増額いたしました。また、それに伴い撤去した低濃度PCBの処分を委託するため、廃棄物収集運搬・処分業務委託料として236万5,000円を計上いたしました。

次に、款10教育費、項4社会教育費、2目社会教育総務費の文化財アーカイブ事業では、町無形民俗文化財に指定されている人形浄瑠璃の室原文楽について、室原文楽保存会会員の高齢化と後継者不足により、室原文楽の伝承が非常に難しい危機的状況に直面しております。このたび、当保存会からの文楽の継承育成支援の強い要望を受け、室原

文楽の継承に向けた支援を強化する必要があるとし、太夫・三味線・人形遣いの役割の基本的技術を調査・記録保存し、その成果をウェブサイト上へコンテンツを追加するための経費として、委託料352万円を計上いたしました。

次に、6目町民会館費の町民会館維持管理費では、町民会館の空調設備改修工事に伴う設計監理業務委託料として1,078万円を増額いたしました。また、町民会館の空調設備改修に伴い、吸収式冷温水発生器、冷却塔、ユニット型空気調和機等を更新するため、町民会館空調設備改修工事費として2億8,828万2,000円を増額いたしました。

次に、項5保健体育費、1目保健体育総務費の社会体育施設維持管理費では、スマイルグラウンドにおいて使用している高圧受変電設備について、変圧器やコンデンサに低濃度PCBが含まれている可能性があることに加え、保護継電器や遮断器など他の機器が老朽化していることから、交換が推奨されているため、スマイルグラウンド電気設備更新工事として1,056万円を増額いたしました。また、それに伴い撤去した低濃度PCBの処分を委託するため、廃棄物収集運搬・処分業務委託料として141万9,000円を計上いたしました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

7ページ、8ページを御覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、7目教育費県補助金では、室原文楽継承支援事業に伴い、岐阜県市町村支援補助金176万円を計上いたしました。

次に、款21町債、項1町債、7目教育債の社会教育債では、町民会館の空調設備改修に伴う町債、緊急防災・減災事業債として、町民会館空調設備設計業務委託並びに監理業務委託及び空調設備改修工事分に2億9,480万円を増額いたしました。

続いて、4ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正の中央公園維持管理整備事業費では、中央公園電気設備更新工事について、変圧器の製造等に期間を要するため、年度内に事業を完了することが困難であることから、本事業に係る繰越明許費2,172万5,000円を追加いたしました。

次に、町民会館維持管理費では、町民会館の空調設備改修工事の施工に伴い、製作に半年程度の期間を要する設備を含むため、年度内に事業を完了することが困難であることから、本工事に係る繰越明許費2億9,906万2,000円を追加いたしました。

次に、社会体育施設維持管理費では、さきの中央公園と同様に、スマイルグラウンド電気設備更新工事について、変圧器の製造等に期間を要するため、年度内に事業を完了することが困難であることから、補正後の繰越明許費を1億78万5,000円に変更いたしました。

続いて、第3表 地方債補正では、町民会館空調設備改修工事に係る社会教育施設整備事業債の計上に伴い、補正後の限度額を3億1,520万円に変更いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 先ほどPCBの処分費の説明を受けましたが、各課にわたっておりますので、このPCBの処分費、合計でどのくらいあるかということをもまず1点。

2点目は、室原文楽の継承育成ということで352万円補正されておりますが、調査・記録としてウェブサイトに残しておこうというような説明でしたが、後継者の育成ということで、人的な育成の支援というのはどのように考えておられるかを質問いたします。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） それでは、私のほうからただいま松永議員のPCBの処分費の4件に対しての合計という御質問でございますが、こちらについてお答えをさせていただきます。

まず、議員をおっしゃるように今回上程させていただきまして、金額についての透明性確保ということは十分に認識しておりますが、こちらのほうを金額を、今具体的に御提示させていただくということになりますと、今後の入札業務にちょっと支障が出るかと思っておりますので、大まかな割合としての説明をさせていただきます。

まず、委託料として今回計上させていただいておりますが、そのうち委託料としましては、収集運搬、それから処分費ということで項目としては大きなものが入っております。そのうち、おおむね1対2の割合で収集運搬、それから処分というような割合となっております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 2点目の室原文楽の育成という観点でございますけれども、現在も室原文楽の方々には日吉小学校でふるさとクラブという形で御指導をさせていただいております。ただ、私も3回ほど見に行きましたけれども、高齢になってきておまして、文楽の会員の方々が。ですから、そういった子供たちが興味ある方とか地元の方、そういった地域の方でも興味ある方には来ていただいて、何とか会員になっていただけないかというような活動もしてみえるようではございますけれども、ただ、これ、記録として残しておかないと、もう多分恐らく教えていただける三味線の先生なんかは垂井町から来ていただいておりますし、太夫は揖斐川町の春日村とか、そういったところからも来ていただいておりますので、ぜひ何とか地域の方々に協力いただきながら子供たち、好きな子の中には将来この文楽に入ってください、そういったところで人材育成も町としても少しずつですけれども、支援してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） PCBの処分の関係ですが、PCBは昭和47年に製造が中止になって、平成13年に特別措置法ができて、平成28年に措置法が改正されて処分をするということになっておりますが、この措置法の中で現在使われているものは規制はしないということになっておりますが、今回のPCBの養老町の処分は、これで全てPCB関係の機器・機材はなくなるということによろしいでしょうか。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、自席で答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） ただいまの松永議員の御質問でございますが、現在、私ども今回上げさせていただいた部分につきましては、中部電気保安協会へ委託しておる自家用電気設備の分でございます。議員も御存じだと思いますが、今回この低濃度のPCBにつきましては、例えば変圧器だとかコンデンサ、それからモーターの部材とか一部使われております。そういったものが細かい部分についてどこまで把握できるかということもあるんですけれども、今回把握でき得る範囲でのPCBが入っているだろうという想定のものについては、最終的に処分するというので今回上げさせていただいておりますので、私ども今現在把握できるものとしては、これで最後だというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 私からもPCBの関係で質問させていただきたいと思います。

低濃度PCB廃棄物の処理期限が2027年、令和9年3月31日までということで、町長も今回のタイミングで補正を組まれたと思うんですが、先ほど各課の機器の種類についてはおおむね説明がありましたけれども、委託料のコストの削減対応として、やはり検討していただきたいと思うんです。運搬業務という提案説明がありましたが、調査費用、収集運搬費用、処分費用ということで、処分費用に対しては1キロ当たり幾らかというふうに思うんですけれども、その点で今回、ワンストップサービスか、合積み運搬利用か、どういうふうに検討をされていくのか、お尋ねしたいと思います。

それから、処理の完了日は、いつを設定しておられるかという点です。

ついで、消防署の管轄の対象機器は本当はないのかなというところでちょっと思ったので、なかったのでしょうか。

それから2点目は、教育委員会所管の町民会館の工事請負費の件ですが、新設の機器のメンテナンス対応と耐用年数をお知らせください。

続きまして、歳入からですが、1点目は、直江地内で除草処理に関する弁償金ですが、地域の加入しておられる損害賠償に基づきということでしたが、このような事案はこれ

までであったのでしょうかという点です。

2点目は、町債について伺います。教育債として新たに2億9,480万円が増額されました。総務省が所管の緊急防災・減災事業債とのことですが、改めて充当率や元利償還金の町への交付率を伺います。

3点目は、町債においては、将来世代の負担と世代間公平、行政サービスの影響、財政の健全化と持続可能性、情報公開と住民参加などが求められます。

議案書の最終11ページには、令和7年度末における地方債の現在見込額として93億8,370万1,000円を計上しています。11月1日現在の町の人口2万5,618人で割ると、町民1人当たり36万6,300円の借金を背負っていることとなります。財政が厳しいときには、財政調整基金や減債基金などを充当しますが、財政調整基金の適切な額は、標準財政規模の10%が目安とされます。令和6年度決算における速報値標準財政規模は71億7,760万6,000円で、財政調整基金は貯金と債権を合わせ8億2,386万7,402円ですので、10%の目安はクリアしています。減債基金の一律の決まった標準額はありません。自治体の個別事業の財政状況や地方債の償還計画などが重要であるからです。令和6年度の速報値の実質収支は、減債基金は2億2,961万7,605円と確定しています。減債基金の適切な額は、養老町の財政状況と将来計画に基づき計画的に積み立てるべき額ですが、新年度予算編成の時期でもあることから減債基金額に対する所見を伺っておきたいと思えます。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） ただいまの水谷議員の1点目のPCBの委託料、コスト削減といった項目と、2点目の弁償金の過去事案ということについてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の委託料のコスト削減対応の検討ということで、合積みということがございましたが、今回の予算要求段階では、今回削減できるものとして考慮された要求とはしておりません。とはいえ、施行状況にもよりますけれども、発注段階において具体的に同時施行が可能となれば、そういったことも行うということで検討はしております。

それから、ワンストップサービスについてでございますが、法令遵守と責任分担の明確化を最優先と考えております。それで、PCB廃棄物は法的に厳格な管理を要するものであり、各工程ごとに所要の認定・許可を有する事業者が責任を持って実施することが安全管理と法令遵守の観点から望ましいものと判断しております。一括発注におきましては、再委託が行われる場合もあると聞いており、管理の徹底が行えないなどのおそれがあると思えますので、発注には慎重な判断が必要と思えます。

それから、処理完了日ということでございますが、こちらは現時点ではまだ決まっておられません。こちら、発注後、その期限につきましては処分期限が定められておりますので、期限までに実施したいと考えております。

それから、2点目の過去事案でございますが、これまでにそういった事例はございません。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 大倉消防長、演台にて答弁。

○消防長（大倉 巧君） 水谷議員の消防署についてはどうかというところでございますけれども、本町消防本部のほうは役場庁舎と同時期にやっております、同じ電力設備でございますので、該当はしておりません。また、南部分署におかれましては、平成16年に竣工してございますので、そちらも該当しておりません。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 中島企画財政課長、演台にて答弁。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） 水谷議員の歳入の2点目の緊防債の関係と、3点目については私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

まず、2点目の質問で緊急防災・減災事業債につきましては、指定避難所の環境改善に関する施設改修事業などに対して起債することができるものでございまして、充当率については100%、交付税措置については70%と、財政措置がよいものになっております。

次に、歳入の3点目の減債基金についての見解についてでございますけれども、減債基金につきましては、令和6年度末時点で2億2,961万7,605円でありまして、今年の5月に4,671万1,000円を積み立てております。この積み立てた金額につきましては、令和6年度の普通交付税の追加交付において、臨時財政対策債償還基金費として交付されたものであるため、将来的な基金償還に活用するため積み立てをしたものでございます。

議員のお話にもございましたけれども、減債基金については標準の金額というものはございません。基金条例においても、毎年何円積み立てるというふうなことは定まっておりますけれども、公債費が毎年度10億円に近いことを踏まえまして、現在の残高というものは決して多いものではございませんので、今後も普通交付税の一部などを積み立てるなどして、町債の償還に必要な財源を確保し、財政の安定運営を図ってまいります。

私のほうからは以上になります。

○議長（早崎百合子君） 徳本生涯学習課長、演台にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（徳本弘基君） 私のほうからは、町民会館のほうに設置される新設機器のメンテナンスと耐用年数についてお答えをさせていただきます。

新設される機器のメンテナンスについては、初年度についてはかからないというか、不要でございます。

また、機器の耐用年数につきましては20年程度というふう聞いております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） PCBの関係ですが、期限が過ぎた場合、自治体へのペナルティーは課されるのでしょうか。具体的な罰則はありますかという点を伺いたと思います。

それから、緊急防災・減災事業債ですが、非常に有利な事業債ですが、令和2年で終了予定でありましたが、全国の自治体から強い要望などがあり期限延長されたと承知していますが、延長期間をお尋ねします。

また、緊急防災・減災事業債の再度の期限延長を求める意見書の町村会などの対応についても伺います。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、自席で答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） それでは、水谷議員の御質問に御回答させていただきたいと思えます。

期限が過ぎた場合の罰則ということでございますが、PCB関係の特別措置法及び関連法令により、PCB廃棄物の管理処理について事業者には義務が課されているものと存じております。こちら、期限内に適正な処分が行われなかった場合、次のような行政的・刑事的措置が考えられます。

まず、行政措置でございますが、改善命令、指導、勧告、行政代執行や公表などの行政処分。罰則としましては、法令違反に該当する場合は、過料または罰金などの罰則の適用があり得ると考えております。

ただし、事案ごとに違反の態様、経過、事業者の対応状況を踏まえ、所管庁が個別に判断するというようになっております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君、演台にて答弁。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

緊急防災・減災事業債の延長でございますけれども、国のほうが総務省のほうから期間の延長の方針を表明したというふうには伺っておりますけれども、新たな期間や計画額、対象事業などの拡充などの詳細につきましては、年度末の予算編成方針の過程の中で示すといったように伺っております。

町村会といたしまして、10月8日に県の町村会のほうでは、このいろんな重要地方の要点事項について、防災・減災対策等の充実の強化、先ほど言われた延長、そういったものを決議しまして、10月29日、県選出の国会議員の方々に要望をしております。また、11月4日には、県町村会の幹部、会長をはじめ幹部の役員の方々が、これは知事のほうに要望しております。

また、関係のいろんな事業に関しましても、町村会ではございませんが、関係市町、流域治水の関係のものとか、東海環状、県境間が残っております、国道もありますし、インフラ、養老線リ・デザイン協議会、そういったものの要望も国のほうに出向きまして、財務大臣、また国土交通政務官、鉄道局長、関係機関には連携を取りながら、十分

財源の確保等、要望をさせていただいております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） よろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 低濃度PCB廃棄物の処理期限が2027年3月31日までですので、適正な処理期限での適切な対応を重ねてお願いしておきます。

それから、極めて重要な財源保証債であります、緊急防災・減災事業債というのは、12月議会で議会からの意見書を国に上げることも議会の役割ではないのかなということを質疑を通して感じましたので、また議長及び議運の委員長など、適切な議会の対応を、検討をお願いしておきたいなというふうに考え、質疑を終わります。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 私のほうからは1点、文化財アーカイブ事業について質問させていただきたいと思います。

現在の養老町の文化財、有形無形の文化財の保護状況について、学芸員の有資格者としては大変常に悲観して厳しい思いでおるわけですが、今回、幸いにしてデジタルアーカイブではありますけれども、室原文楽に関して保護していただけるということで、大変ありがたく思っております。

今回、予算のほうを見ておりますと、国県支出金と一般財源から176万円ずつ出ているわけですが、これはこれで100分の100の補助がなされたということで、いわゆる地元ですとか関係者の負担はなしということなのかということがまず1点目と、もう一点、ほかのいわゆる文化財、同じような状況になりそうなところであったり、ものであったりというのはあると思うのですが、同様な状況のところから依頼があれば、今回のように町で保護、文化財アーカイブ事業として保護していただけるという認識でよろしいかというのを2点お伺いしたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 徳本生涯学習課長、演台にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（徳本弘基君） ただいまの岩永議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

今回の事業につきましては、町のほうで直接事業を行います関係から、地元の負担はございません。

それから、2点目につきましてですが、他のそういった同様の要望があった場合の対応についてというか、町の考えについてでございますが、この本町の少子高齢化ですとか町内各地の状況を踏まえますと、町内各地の地域芸能ですとか、伝統文化の保存や継承に一刻の猶予もないという認識でございます。町としましては、文化財の保護事業補

助金の交付を通じまして、それぞれの地域の貴重な伝統芸能ですとか民俗文化の支援をしているところをごさいます、今年度は下笠の打ちはやしの太鼓の山車と申しますか、載せる台を新しくされるといったことがございまして、そういった事業に対して補助を行ったところをごさいます。

形あるものの維持ですとか、保存も大変ではございまして、先ほどの御質問にもございまして、やはりこうした文化を担っていく人の育成ですとか、人材の確保が特に重要であるというふうな考えを持っております。教育委員会のほうとしましては、やはり地元への愛着ですとか誇りの醸成といったことはもとより、将来のそういった地域文化の担い手を育成するという観点から、引き続きふるさと学習に取り組むとともに、同様の悩みを抱える地域や団体等が他にもあると思われまいますので、そういった団体等から私どものほうへまた御相談をいただきましたら、一緒になって解決の道を探りたいといったふうに考えておるところでございまして、以上でございまして。

○6番（岩永義仁君） 分かりました。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（早崎百合子君） これで本日の議案審議は終了いたしました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回議会日程、運営、審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（早崎百合子君）　これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第2回養老町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時間　午後2時41分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年11月21日

議 長      早      崎      百 合 子

議 員      西      脇              康

議 員      清      水      由 美 子